

# 「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」

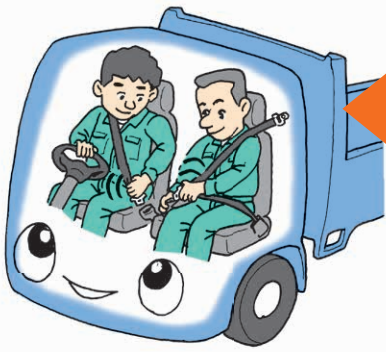
実施期間：平成30年8月1日～9月10日

主唱：建設業労働災害防止協会

建設業で働く皆さん

足場で作業する時は、**手すりが設置**されているか、  
**必ず確認**しましょう！

車に乗るなら、  
しっかり「シートベルト」



守ろう！

足場で作業するなら、  
しっかり「手すり」

手すりの確認  
ヨシ！



労働安全衛生規則では、足場の組立て、一部解体又は変更の後等に足場全体の点検を行う（第567条第2項）とともに、足場で作業を行う**すべての事業者**に対して、**その日の作業を開始する前に**、作業を行う箇所の手すりなどの「足場用墜落防止設備」の取り外しや脱落の有無について、**必ず点検**し、異常を認めたときは、**直ちに補修**をしなければならないと定めています（第567条第1項）。

## 足場用墜落防止設備とは

※ □にチェックして、確認しましょう。

【わく組足場の場合】

- 交さ筋かい  
または  
 手すりわく

- 上さん  
(より安全な措置)

- 下さん  
(高さ15～40cm以下)  
または  
 幅木  
(高さ15cm以上)

- 中さん  
(高さ35～50cm)

【わく組足場以外】

- 手すり  
(高さ85cm以上)

- 幅木  
(より安全な措置)

※ 内側（躯体側）と外側の両方に、同様の措置が必要です。



キャンペーン期間中は、「安全施工サイクル」に  
＜朝の全事業者一斉足場点検＞を入れて、手すりなどの足場用墜落防止設備に  
異常があった時は、直ちに補修するように徹底しよう！

## <労働安全衛生規則 第 567 条 第 1 項>

事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

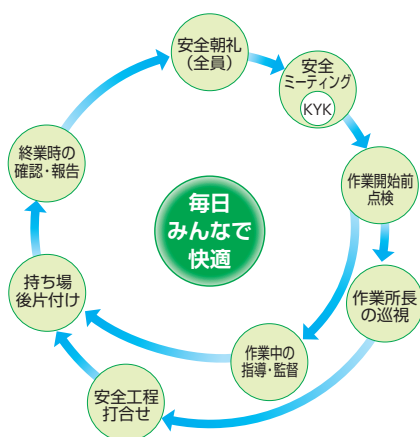
## 事業者の皆さん!!

型枠大工さん、鉄筋屋さん、左官屋さん、塗装屋さん……など、

**足場の上で作業をする、すべての事業者の皆さん、  
「足場用墜落防止設備」の作業開始前点検の義務は、  
皆さんにあります。**

事業者の皆さんが雇用する労働者の方が足場で作業をする場合は、職長さんなどに作業する箇所の手すりなどの「足場用墜落防止設備」の点検を必ず実施させ、異常があるときには元請などに伝えて、直ちに補修してもらってください。

また、異常がある状態では作業しないよう、職長さんなどに確実に指示してください。

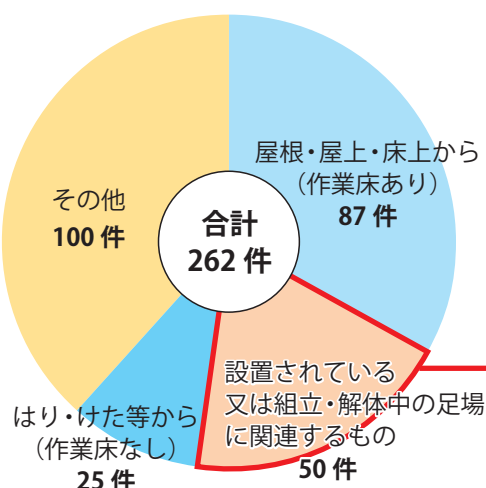


キャンペーン期間中は、作業開始前点検に、  
「朝の全事業者一斉足場点検」を!

朝からの人も、お昼からの人も、  
始業時間に関係なく、作業前の  
足場の手すりなどの点検は義務です。



## 【平成 27 年、28 年の建設業における墜落・転落災害（死亡災害）の分析結果（墜落箇所別） （厚生労働省）



<設置されている又は組立・解体中の足場に関連するもの>  
（墜落・転落状況の内訳・50 件）

本足場（19 件）

- ・組立・解体作業中に墜落 10 件 ・通常作業中に外側から墜落 4 件
- ・通常作業中に躯体との間から墜落 3 件
- ・通常作業中に作業床が外されている箇所から墜落 2 件

一側足場等（単管等含む）（12 件）

- ・通常作業中に躯体との間から墜落 5 件 ・通常作業中に外側から墜落 4 件
- ・組立・解体作業中に墜落 2 件
- ・通常作業中に作業床が外されている箇所から墜落 1 件

つり足場（6 件）

- ・つり足場の組立・解体中に作業床のない単管上（ころばし）等から墜落

その他（13 件）

- ・脚立足場、移動式足場、プラント内等の複雑な形状の足場からの墜落
- ・朝顔からの墜落

足場からの墜落・転落災害の相当数が、手すりなどの墜落防止設備が未設置だったり、取り外されたままの状態で行ったことが原因です。